

永平寺町教育委員会告示第4号

永平寺町学校のあり方検討委員会傍聴要綱を次のように定める。

令和元年12月11日

福井県吉田郡永平寺町教育委員会 教育長 室 秀 典

永平寺町学校のあり方検討委員会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、永平寺町学校のあり方検討委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、20人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを増員することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。
ただし、第6条ただし書の規定により、撮影し、又は録音することにつき、委員長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語、談笑、放歌、拍手等をしないこと。
- (2) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の情報通信機器の電源は切ること。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(委員長の指示)

第7条 傍聴人は、すべて委員長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。